

男性育休取得・家事育児参画促進事業業務に係る質疑・回答

No	質問	回答
1	<p>【仕様書】2(1) 既存のセミナーへの参加可否 2(1) 男性育休促進セミナーの実施に関して、弊社主催の育休関連セミナーに対象者に参加いただくのは可能でしょうか。</p>	<p>京都府内の現状・課題の解決につながり、男性の育休休業取得について、管理職・人事担当者等の理解促進、企業風土の改善等を行い、男性の家事・育児に対する意識改革や基本的なスキルの取得を支援する内容である場合は可能。(企業向けセミナー入門編・発展編、当事者向けセミナーなど仕様書の内容が含まれることが必要。)</p>
2	<p>【仕様書】2(2)① 既存の動画コンテンツの参加可否 2(2)① 研修動画等のコンテンツ制作について、現在提供している満足度の高い既存の動画を提供してもよいでしょうか。</p>	1と同様。
3	<p>【仕様書】2(2)③ 支援候補企業の選定の狙い 2(2)③ 企業へのアプローチの狙いを教えてください。 翌年度、支援候補企業に対してアプローチをすることになるのでしょうか。</p>	<p>翌年度以降ではなく、仕様書2(2)②のとおり、令和6年度にアウトリーチ型支援を行う企業を10社程度想定しており、その掘り起こし等をお願いするもの。</p>
4	<p>【仕様書】2(4)② 本事業のHP開設 (4)参加者の募集等に係る事務 ②参加者の募集・受付・管理等 に関して、本事業のHPは京都府様が開設いただけるのでしょうか。</p>	<p>本事業のHPを開設するのではなく、京都府HPに本事業のページを作成する予定である。申込WEBフォームで受付する場合は、申込WEBフォームの開設は委託業者で行うこと。(京都府HPにリンク貼付は可能。)</p>
5	<p>【様式2(団体概要書)】 財務状況について、令和5年度はまだ決算が未確定(確定は5月下旬ごろ)のため、予測値で入力したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>	予測値の記載で差し支えない。
6	<p>【仕様書】2(4)② 2(4)参加者の募集等に係る事務 ②参加者の募集・受付・管理等 イ に記載の「一人当たりコストの上限」について、セミナー実施に係る費用には、一般管理費も含まれますか。</p>	<p>一人当たりコストの算出方法は、「セミナーに係る経費(広報費や一般管理費等を含む総額)」÷「セミナーの参加者数」であり、一般管理費も含む。</p>
7	<p>【仕様書】2(1)① 「男性の育休取得・家事育児参画に対し、関心の低い企業への参画も促すこと」を求められているが、経済団体や業界団体へ声かけする際、京都府からアシストいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>経済団体や業界団体への打診については、府の担当課にも確認の上、可能な範囲で京都府も協力を検討する。</p>
8	<p>【募集要項】 共同事業体で応募する場合、共同事業体で共通の口座の開設が必要でしょうか。</p>	<p>共同企業体協定書は、国土交通省の「特定建設工事共同企業体協定書」等を参考いただけるとよいが、提出は任意様式としており、様式6「共同企業体届出書兼委任状」において代表者への経費の請求受領に関しても委任することとなるため、共同事業体名義での口座開設の有無は問わない。</p>
9	<p>【仕様書】2(4)② 2(4)参加者の募集等に係る事務 ②参加者の募集・受付・管理等 イ に記載の「一人当たりコストの上限」について、仕様書に各セミナーの定員が記載されているが、各セミナーごとに、コスト上限があるのでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載している定員は、各セミナーの規模感の目安である。また一人当たりコスト上限については、すべてのセミナーの合計金額、合計参加者数から算出いただくことで差し支えない。</p>

No	質問	回答
10	【仕様書】 事業の対象となる企業としては、現在、育休取得対象者がいない企業や女性社員が多い企業も含むと考えてよいでしょうか。	セミナーやアウトリーチ型支援の対象となる企業に条件等は設けていないため、幅広く企業へお声かけいただくことは差し支えないが、当事者向けの事業も一部含まれるため、本事業の趣旨・目的を考えながら事業を進めること。
11	【応募要領】 7 (1) カ 京都府税の滞納がないことの証明に関して、本証明は、参加申請時までに税務署より、該当の納税証明書を取得したうえで提出するという認識でよろしいでしょうか。(請求書を参加申請時に提出するというわけではない。)	お見込みのとおり。 納税証明書に関する不明な点は、府税の窓口へ問い合わせしてください。 https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html
12	【仕様書】 2 (2) ① アウトリーチ型支援のコンテンツ制作について、「動画」作成は必須でしょうか？ 動画以外のコンテンツとして、アウトリーチでセミナーを行う資料作成だけで良いのでしょうか。(動画作成は必須であるか)	コンテンツの作成は動画以外でも可とするが、動画以外のコンテンツを作成するメリットを示すこと。
13	【仕様書】 2 (2) ① アウトリーチ型支援のコンテンツ制作について、「動画」作成は、管理職向け、当事者向けそれぞれに作成とのことですが、動画を2本制作するという事でしょうか？ ターゲットは分けますが、1本にまとめるということはありませんでしょうか？	対象者が違うため、動画等を2本制作することを想定している。1本にまとめることにメリットがあるのであればまとめても差し支えない。
14	【仕様書】 2 (2) ① アウトリーチ型支援のコンテンツ制作について、「動画」作成は、内容や作成後のアップについて制約事項はありますか？ ①内容は、講義型又は啓発として物語的なものなどを考えていますが内容について制約はありますか？ ②作成後、当法人のYouTubeにアップ(限定公開)することを考えていますが、制約などはありますか？	①②の制約は特にはない。 ただし、管理職・人事担当者等向けは、経営者や職場・上司の理解促進、企業風土の改善を促す内容、当事者向けは、育児に対する意識改革、基本的なスキルの取得を支援する内容の動画とすること。
15	【仕様書】 2 (2) ③ アウトリーチ型支援の企業アプローチについて、アプローチの具体的な方法として了解を得ている相手方にチラシを配布又は送付することでかまわないでしょうか？ (「積極的な掘り起こし」のイメージと合致していますか？)	仕様書2(2)②のとおり、アウトリーチ型支援を行う企業を10社程度想定しており、その掘り起こし等を行うために企業へのアプローチをお願いするもの。
16	【仕様書】 2 (2) アウトリーチ型支援の企業アプローチについて、10社程度との記載がありますが、結果的に10社を下回るとペナルティ等がありますか？	10社に満たない場合はその分の経費を減額して変更契約することは有り得る。
17	【仕様書】 2 (3) 保育場所との確保との記載について、研修等を行う同じ部屋でも可能でしょうか？ (相手方の希望に応じますが、物理的に別の部屋が難しい場合もあるため、制約などがあるかを教えてください。)	原則、セミナーを行う部屋と別の部屋を設けること。難しい場合は、京都府と事前に協議すること。
18	【仕様書】 2 (3) 保育士の手配は京都府様とのことですが、それ以外のおもちゃ、床面のクッションなどの準備は、京都府様がされますでしょうか？	おもちゃや床面のクッションも含めて、京都府側で手配する。
19	【仕様書】 2 (4) ①ウ チラシの配布計画について、 ①行政施設も含みますか？(含まれる場合は何か所ぐらいでしょうか？) ②配布は、郵送、持参、その他など制約はありますか？	①行政施設を含む。府内市町村、府立施設など京都府から配布可能箇所もあるため、京都府と協議の上、配布計画を立てること。 ②配布方法に制約はない。

No	質問	回答
20	<p>【仕様書】3(4) 事業終了後の、業務完了報告とともに受託金の請求を行うことになるとの認識ですが、その際に講師料、会場代、経費などの証憑（請求書・領収書など）の添付は必須でしょうか？（証憑の添付なしで、実績報告として経費内訳として一覧でまとめて提出することを考えています。）</p>	<p>業務完了報告書の提出の際、請求書・領収書の提出までは求めず、経費内訳書の提出で差し支えないが、仕様書の4その他(2)に記載のとおり、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員の監査や会計検査院の検査対象となった場合は、提出等について協力すること。</p>
21	<p>【その他】周知・広報・集客 集客に関して、当法人とお付き合いのある業界団体、経済団体などを通じて周知することを考えていますが、京都府様の該当機関のサポートは得られる可能性はありますか？</p>	<p>7と同様。</p>